

お知らせ
info

10月～12月は滞納整理強化期間です！

☎ 税務課 (☎581・2121内線153・157・158)

町では、県と県内すべての市町村と協働して、10月から12月までの3カ月間を「滞納整理強化期間」とし、税収確保と納税率向上のため滞納整理の取り組みを強化します。納期限内に納付していただいている大多数の皆さんとの公平性を保つため、正当な理由なく町税を滞納している方には、催告や財産の差し押さえを積極的に行います。

町税は納期限内に納付しましょう

町税は、定められた納期限内に、自主的に納付していただくのが原則です。

税金を滞納すると

納期限を過ぎても納付が確認できない場合は、督促状を発送します。督促後も完納しない場合は、財産等を調査し、財産等が発見された場合は法律に基づき滞納処分(差し押さえ等)を行います。

納付できない事情があるときは

税務課では、納期限内に税金を納めることが困難な方の相談を受け付けています。やむを得ない事情により納税が困難な方は、お早めにご相談ください。

お知らせ
info

都市計画の案の縦覧を行います！

寄居都市計画下水道および寄居都市計画道路の変更に当たり『都市計画法』第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行います。

「寄居都市計画下水道」の変更案

- ▶ 期間／10月5日(金)～19日(金)
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶ 場所／上下水道課
- ※期間中は町公式ホームページでも閲覧できます。

案に対する意見書の提出

- ▶ 対象／寄居町民の方
- ▶ 提出期限／10月19日(金)午後5時15分まで(期日必着)
- ▶ 提出方法／持参または郵送
- ▶ 提出先／上下水道課(〒369-1292住所記載不要)

☎ 上下水道課 (☎581・2121内線265)

滞納処分に関する Q & A

Q 滞納処分とは何ですか？

A 税金について、督促後も完納しない場合に行う強制徴収手続きで、差し押さえや搜索などがあります。

Q 事前に連絡なく財産を差し押さえられました。連絡はないのですか？

A 納期限を過ぎても納付がない方には督促状を発送していますので、滞納処分前の連絡はしません。また、督促状発送後も、電話催告や催告書等により納税についてのお知らせをしています。

Q 少額滞納しかしていないのに、勤務先に給与照会が届いたため、勤務先に滞納があることが知られてしまいました。なぜこのようなことをするのですか？

A 滞納税額の多少にかかわらず、滞納がある方に対して、法律に基づいて財産調査の一環として給与照会を行っています。

Q 滞納税を分割納付したいのですが、金額や納付ペースは自分で決められますか？

A 滞納税は一括納付が原則ですが、失業等やむを得ない事情がある場合、早めにご相談ください。収入状況等を聞き取りし、分割の回数や金額、納付方法を相談のうえ決定します。

「寄居都市計画道路」の変更案(埼玉県決定・寄居町決定)

- ▶ 期間／11月2日(金)～16日(金)
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶ 場所／町都市計画課(県決定・町決定)、県都市計画課(県決定)、県熊谷県土整備事務所(県決定)
- ※期間中は町公式ホームページ、または県都市計画課ホームページ(県決定のみ)でも閲覧できます。

案に対する意見書の提出

- ▶ 対象／寄居町民の方および利害関係人
- ▶ 提出期間／11月2日(金)～16日(金)午後5時15分まで(期日必着)
- ▶ 提出方法／持参または郵送(県決定・町決定)、電子申請・届出サービス(県決定のみ)
- ▶ 提出先
- ①町都市計画課(〒369-1292住所記載不要)
- ②県都市計画課(〒330-9301住所記載不要)
- ③県熊谷県土整備事務所(〒360-0841熊谷市新堀500)
- ※②・③は県決定のみ

☎ 町都市計画課 (☎581・2121内線241)

☎ 県都市計画課 (☎048・830・5343)

保育所(園)新規利用希望者受付を開始します！

町では、来年4月から新たに保育所(園)の利用を希望される方の申込受付を行います。なお、現在利用している児童については、保育所(園)を通じて必要書類の提出をお願いします。

☎ 子育て支援課 (☎581・2121内線131・132)

区分	保育所(園)名	定員(人)	住 所	電 話	開所(園)時間※	
					平 日	土曜日
町立	寄居保育所	150	寄居1333-5	☎581・1295	7:30～19:00	8:00～12:30
	用土保育所	90	用土3069	☎584・3209	7:30～18:30	8:00～12:30
	城南保育所	90	鉢形2993-1	☎581・4931	7:30～18:30	8:00～12:30
	男衾保育所	120	富田152-14	☎582・1811	7:30～18:30	8:00～12:30
私立	こぶし保育園	90	藤田235	☎581・3612	7:30～19:00	8:00～14:00
	ゆずの木保育園	100	秋山66	☎581・4932	7:30～19:00	7:30～14:00
	いずみ保育園	70	保田原147-1	☎581・6697	7:00～18:30	7:00～13:00
	寄居のこキッズ保育園	50	露梨子411-1	☎581・0885	7:00～19:00	7:00～19:00
小規模保育	小規模保育園いずみ	19	保田原149-5	☎581・6697	7:00～18:30	7:00～13:00

※開所(園)時間は延長保育時間を含みます。保育時間(平日)は、保護者の就労等の状況により、保育標準時間(11時間保育)または保育短時間(8時間保育)になります。保育時間等の詳細については、各保育所(園)へお問い合わせください。

▶ 受付期間／11月1日(木)～15日(木)(土・日曜日、祝日を除く)

▶ 入所基準(保育の必要な事由)

保護者(父、母、同居の親族等)が次のような状況により、児童の保育ができない家庭が対象です。なお、保護者が児童の保育をできない場合でも、保護者以外の方がその児童の保育をできる場合は利用できません。

- ①保護者が家庭の内外で家事以外の仕事をし、家庭内で児童を保育することができない家庭
- ②保護者が出産の前後、または疾病・障害の状態、あるいは病人の看護等に当たっているため、家庭内で児童を保育することができない家庭
- ③火災や風水害、地震等の災害復旧のため児童を保育することができない家庭
- ④保護者の就学、または職業訓練などで、児童を保育することができない家庭
- ⑤保護者に就労の意思があり、求職活動を行っている家庭(3カ月以内に就労することが条件です)

▶ 入所年齢

町立保育所 1歳～5歳(寄居保育所は0歳から)

私立保育園 0歳～5歳(寄居のこキッズ保育園は0歳～2歳)

小規模保育 0歳～2歳

▶ 保育料／保育料は、各世帯の町民税の課税額に応じて定められています。第3子無料化については、要件があり申請が必要です。

▶ 申込方法／子育て支援課と各保育所(園)で配布している申込用紙に必要事項を記入し、子育て支援課、または各保育所(園)へ提出してください。

▶ その他／町外の保育所(園)の利用を希望される方は、該当市町村へ申込期限の確認をお願いします。なお、申込受付は子育て支援課です。

保育所整備再編における留意事項

現在、町では「寄居町公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化している町立保育所の整備再編を進めています。整備再編の内容については次のとおりですので、入所申し込みの際には必ずご確認ください。

①城南保育所・男衾保育所の統合

2020年4月から、男衾保育所と城南保育所の統合を予定しています。統合保育所は、現在の男衾保育所の場所に建て替えます。統合保育所の新設により、城南保育所は廃止します。

②用土保育所の民営化

用土保育所は、2021年4月から、民間事業者が新設する保育園に認可保育所の運営を引き継ぐ民営化を予定しています。民営化により、用土保育所は廃止します。

③申し込みの際の留意事項

平成31年度の城南保育所および用土保育所への入所は受け付けますが、基本的に、城南保育所利用者は2020年4月から、用土保育所利用者は2021年4月から転所(園)となります。

